

先斗町 景観ガイドライン

(広告物編)



先斗町まちづくり協議会



目 次

はじめに

1 デザインガイド

壁面平付け型屋外広告物	2
ひさし看板	8
突出型屋外広告物（袖看板）	10
ポスター，貼り紙	12
支柱看板，広告塔	13
広告スタンド	14
のれん	16
ちょうちん	18
表示を禁止する屋外広告物	20

2 意見交換と許可申請手続

計画地の規制の確認	21
手続の流れ	22
必要書類と注意事項	23
施工に当たっての注意事項	24
完了報告等	25
経過措置	26

■参考資料

1	先斗町地区の概要	
	地区の特色ある町並み	29
	先斗町のまちづくり活動	30
	先斗町の看板自主規制	31
2	特別規制地区について	
	特別規制地区制度について	32
	先斗町屋外広告物等景観整備計画の基本方針	33
3	許可基準・計画等	
	許可基準等一覧	34
	景観整備計画（全文）	39
	京都市屋外広告物等に関する条例（抄）	44

はじめに

先斗町地区は、京都を代表する花街の一つであり、今もなお現存する伝統的建造物が花街文化を継承する歴史的な町並みを形成する一方、近年は多様な業種が加わり、お茶屋建築を再生活用するなど新たな賑わいを創出している地域です。また、鴨川においては、夏の風物詩である納涼床が出されるなど、伝統文化を継承した地域独特の情緒と風情を醸し出す希少な景観が残されています。

かねてから先斗町地区の景観の維持保全、再生に向けたまちづくり活動に取り組まれている先斗町まちづくり協議会は、広告物においても自主的に厳しい基準（「先斗町町式目」）を設け、地域の景観の向上に努められるとともに、防災活動等のまちづくり活動を積極的に実施されてきました。このような中、同協議会から、先斗町通の無電柱化事業を契機として、先斗町地区によりふさわしい広告物規制を求める要望書が提出されました。

これらを背景に、住民等へのアンケート及び市民意見募集（パブリックコメント）を経て、このたび、地域の方々が育ててこられた環境を守りつつ、先斗町地区にふさわしい広告景観を創出することを目的として、先斗町地区を屋外広告物特別規制地区（32ページ参照）として指定し、特別な広告物規制を行うことといたしました。

本ガイドラインは、先斗町地区における屋外広告物等の許可基準等を定めた「屋外広告物等景観整備計画」の内容をより分かりやすく示した手引書です。先斗町で広告の設置・変更を予定していられる方々には本ガイドラインを御活用いただき、今後とも、京都市並びに先斗町の景観政策について、より一層の御理解をいただきますようお願いいたします。

先斗町屋外広告物等景観整備計画の基本方針

～先斗町通に掲げる広告物は、町並みとの調和が求められます～

- 伝統的建造物に調和し、狭い先斗町通や多数の路地でも視認可能な控えめなもので先斗町通の空間が十分確保できるものとする。
- 花街の雰囲気尊重する一方、商業地区としての賑わいが感じられ、様々な業種の店舗が共存する中でも気品のあるものとする。
- 鴨川沿いの連続性のある景観を保つため、掲出は必要最小限度のものとする。
- 災害時の避難通路の確保や消火活動の円滑化等が担保できるものとする。
- 照明は、電球色を原則とし、先斗町の夜間景観の維持向上が図れるものとする。

■壁面平付け型屋外広告物

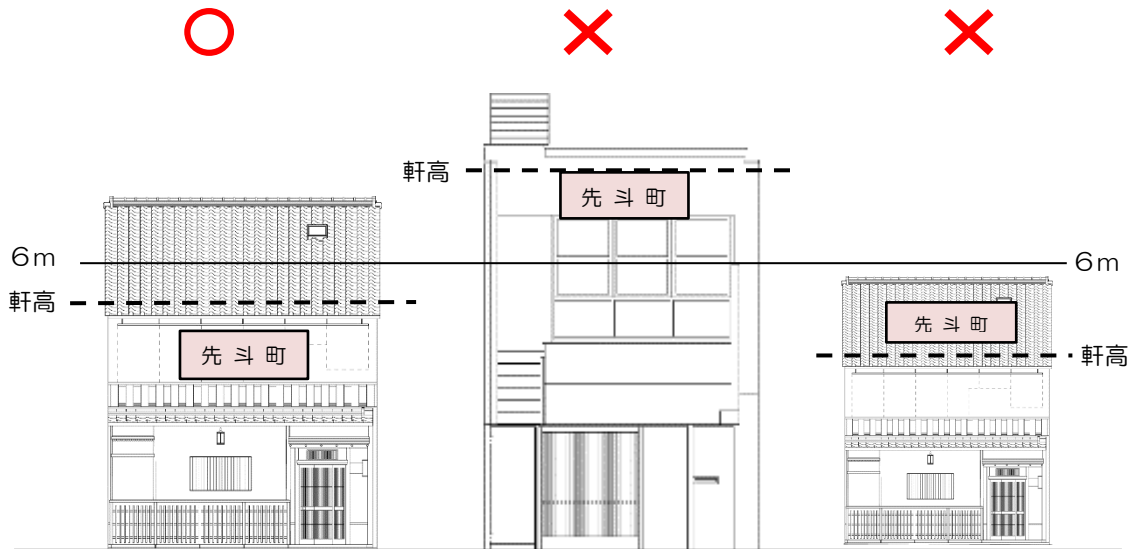


高さに関すること

（景観整備計画第1条第8号及び第4条第7号アより）

- 先斗町地区で、屋外広告物を表示できる高さは、最高で6mまでです。
また、6m以下であっても、建物の軒の高さを超えて表示することはできません。
軒の高さは建物の構造によって異なります。

（高さで軒高の例）



注 先斗町地域においては、一定の要件を満たした切り文字広告※であっても、高さ規制の6mを超える位置には設置できません（一般の規制地域で適用する高さ規制の緩和措置はありません。）。

※ 広告面板がなく、文字のみで構成された広告物（チャンネル文字、箱文字）のことを指します。

（切り文字広告の例）

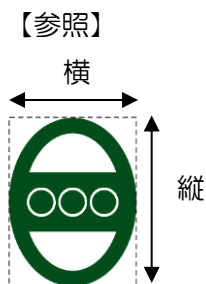


■壁面平付け型屋外広告物

面積に関すること

（景観整備計画第4条第7号イ、ウ、エより）

- ・屋外広告物の大きさ（表示面積）は、必要最低限のものとしてください。表示面積は、原則として外接する長方形（縦×横）の面積として算定します（全種類共通。下図参照）。



< 1 立面に表示する屋外広告物 >

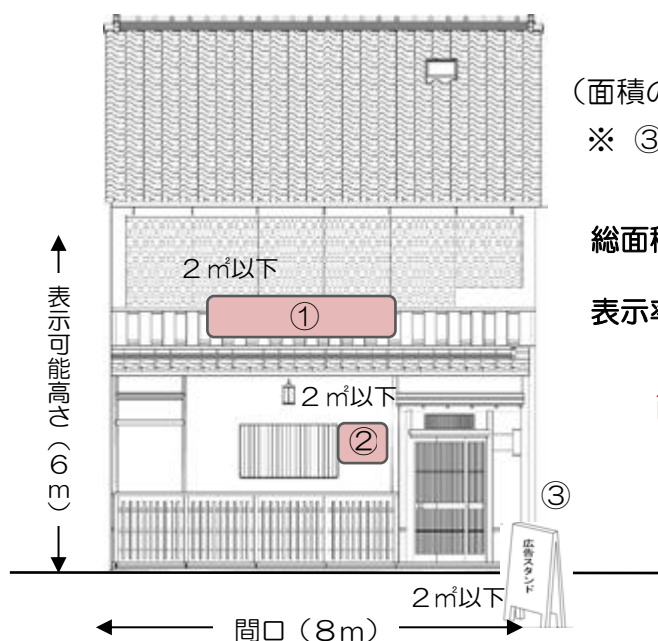
総面積： 5㎡以下

表示率※： 10／100以下

※ 表示率とは、立面面積（規制高さ（先斗町の場合は6m）を超える部分を除く。）に対する屋外広告物の面積の割合を指します。

- ・広告物 1 個当たりの面積は、2㎡を上限とします。
- ・建築物等から0.5m以内に設置される独立型屋外広告物については、独立型屋外広告物の総面積の制限（13ページ参照）に加えて、上記の総面積と表示率の規制の対象とします。

（間口8mで表示可能高さ6mの事例）



（面積の算定例）

※ ③（広告スタンド）が建築物等から0.5m以内の場合

総面積： ①+②+③ ≤ 5㎡

表示率： $\frac{①+②+③}{\text{間口} \times \text{表示可能高さ}} \leq 10/100$

両方の基準を満たす必要があります。

開口部に関すること

（景観整備計画第4条第7号カからケまで及び第7条から第9条までより）

- ・ 開口部と壁面にまたがる屋外広告物は建築物のデザインを阻害するため、禁止しています。また、開口部を覆い隠してはいけません。
- ・ 屋外広告物等をガラス窓等の開口部に表示する場合、一定の面積規制があります。この面積規制については開口部の内外を問わず同じです。

＜開口部に表示する屋外広告物及び屋内広告物＞

1 階：開口部の50%以下かつ1立面当たり1㎡以下

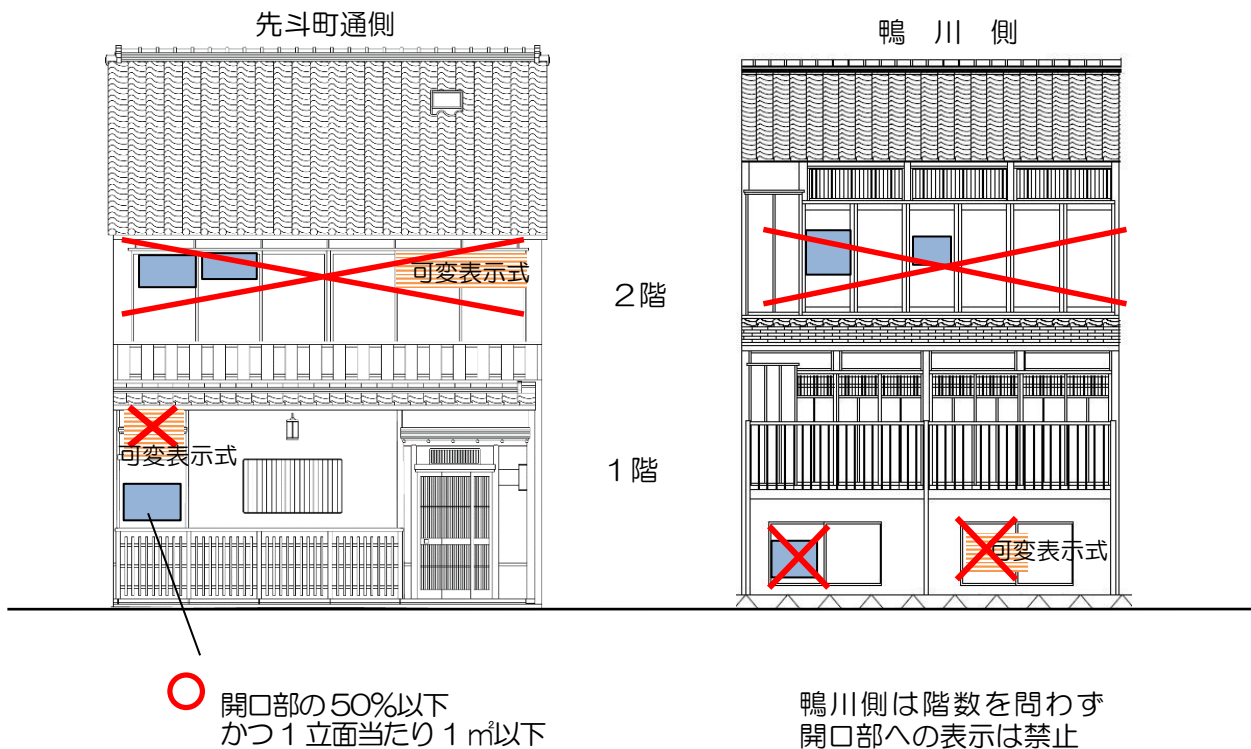
2階以上：表示禁止

※ 鴨川側は階数を問わず禁止。

※ 1つの開口部等の面積に対する当該開口部等に係る屋外広告物及び特定屋内広告物の面積の合計が規制対象

開口部の内側から表示する場合、特定屋内広告物としての色彩の制限がかかります。広告物の下地の色について、マンセル値の色相がY及びYRの場合は彩度10、その他の色相の場合は彩度8を超えるものは表示できないほか、電光広告版といった可変表示式屋外広告物（20ページ参照）等、建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるものは表示できません。

（規制イメージ）

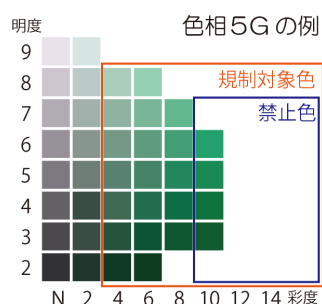
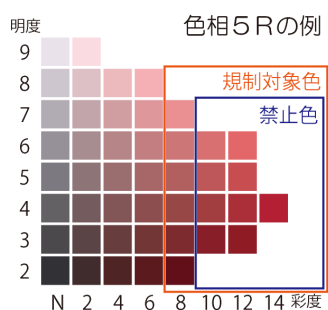


■壁面平付け型屋外広告物

色彩・意匠等に関すること

（景観整備計画第4条第3号，第4号，第6号より）

- ・定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和な屋外広告物を表示することはできません。
- ・表示面の下地等の色彩は，マンセル値の色相が R 及び YR の場合は彩度 6，色相が Y の場合は彩度 4，その他の色相の場合は彩度 2 を超える色を表示面の 20%未満まで使用することができます。ただし，Y 及び YR は 10，その他の色相では 8 を超える色を使用することはできません。



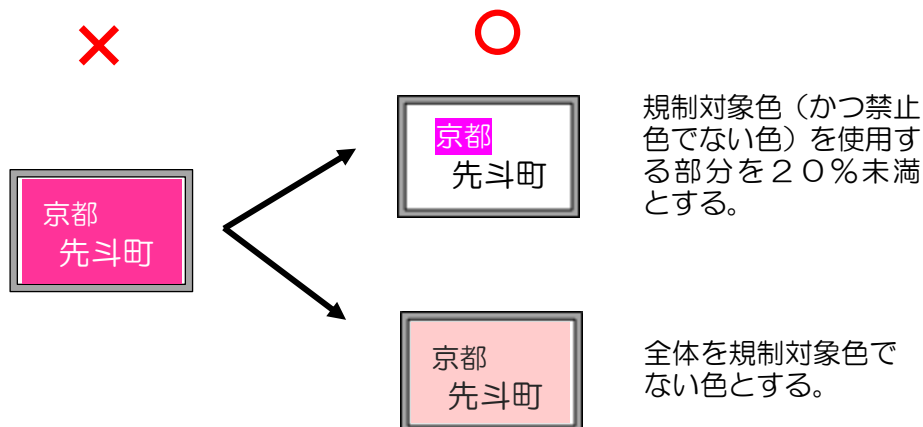
「下地等」とは，表示面のうち，文字又は記号を除く部分をいいます（地色や，図形，文字等の背景色，写真やイラストの部分等が該当します。）。

※ 色彩基準の例外

次に掲げるものは，規制対象色又は禁止色とみなしません。

- 1 着色されていない木又は石の色
- 2 表示が，公益，慣例その他の理由によりやむを得ないもので，景観上支障がないと認められるもの
- 3 最上部の高さが4m以下で，1立面における規制対象面積の合計が0.5㎡以下であるもの

（規制対象色の例）



1 デザインガイド

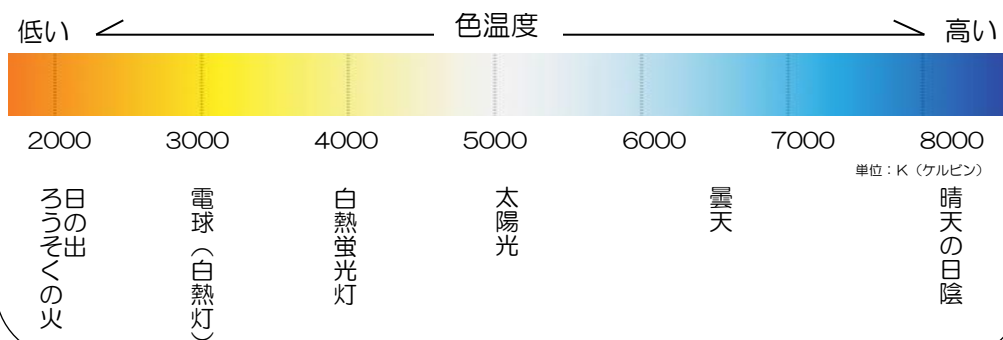
- ・照明は原則電球色の1色とし、照明装置は公共用空地から容易に見えないようにしてください。

💡 電球色とは

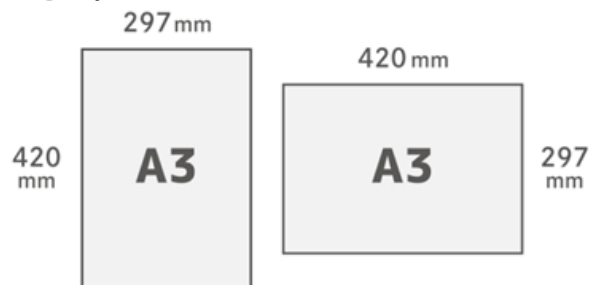
原則として色温度 3000K（ケルビン）※以下とします。

内照式で表示面の地色が白以外の場合で、周囲の景観に調和する場合は色温度 4200K（ケルビン）以下とします。

※ ケルビンとは、光源の色温度の単位を示します。数値が大きくなるほど青味が増し、数値が小さくなるほど赤味が増します。



- ・写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。写真の使用は、建築物、景観等と調和するもので、1個当たり A3 サイズと同じ面積まで（形は問いません。）としてください。



■ひさし看板

推定築150年を超える、先斗町通りの木造建築物のたたずまいや、それらが連続することで生み出される独特の町並み景観に、大きな影響を与えないよう配慮が必要です。広告物全体の位置・規模・形態及び意匠に十分留意してください。また、夜間に照明等で広告を照らす場合には、周辺の明るさ環境に配慮した照度の調整を心掛けてください。

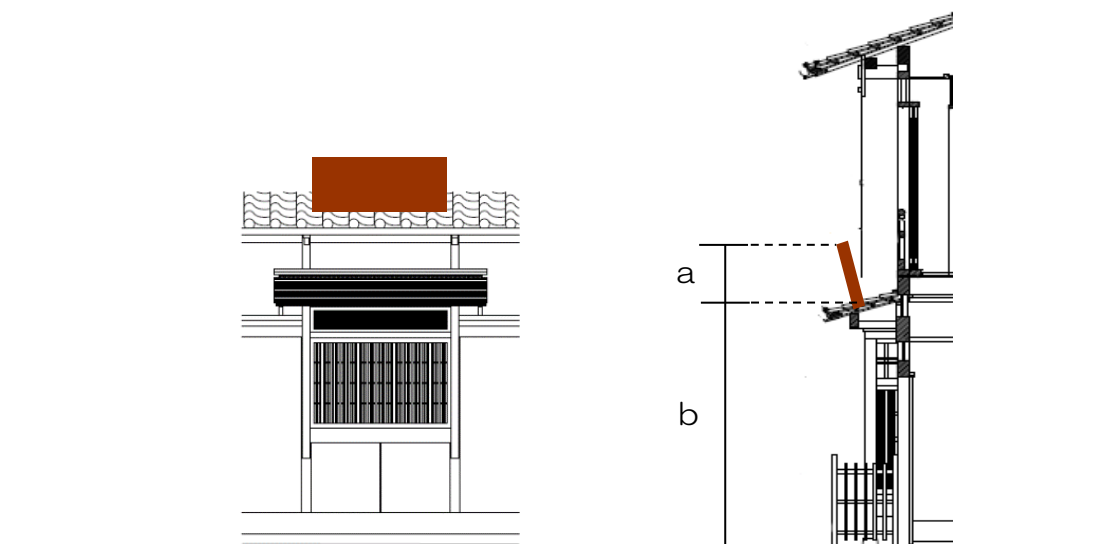
（先斗町まちづくり協議会）



設置位置に関すること

（景観整備計画第4条第7号シより）

- ・地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに設置するものとしてください。
※ 階数が2以上の建築物の部分が大幅に後退（セットバック）している場合等には適用されません。
- ・定着する屋根等の面の高さに対するひさし看板等の高さの割合（下図の a/b）が、100分の20以下としてください。^{注1}
- ・表示面の最下部が、定着する屋根等より下にあってははいけません。
- ・2階の窓を大幅に覆い隠さないようにしてください。



形態に関すること

（景観整備計画第4条第7号シより）

- ・形状は原則横長としてください。^{注2}
- ・脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないようにしてください。^{注3}

高さに関すること → 3ページを御参照ください。

面積に関すること → 4ページを御参照ください。

色彩・意匠等に関すること → 6ページ及び7ページを御参照ください。

注1～注3

特定和風屋外広告物（伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物で木製であるもの）及びガス灯型屋外広告物については、ひさし看板に対する上記の注1～注3の規制は適用されません。

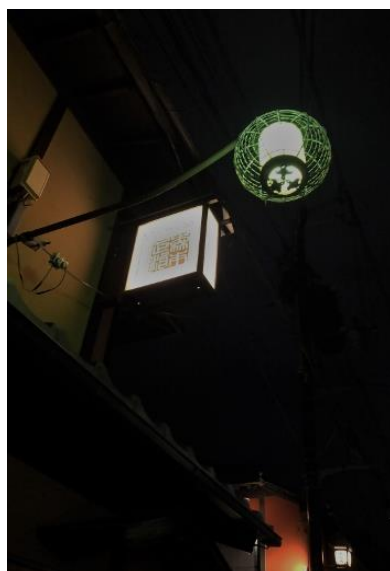
（ガス灯型屋外広告物の例）



■突出型屋外広告物（袖看板）

突出型の屋外広告物は、先斗町において最も多く使われていますが、通りに対して、唯一、直交する軸で取り付けられる広告物であるため、一定の条件を守らなければ、このまちの景観に対して大きな影響を与えかねません。広告面全体の「余白」を大切にすることで、町並みに調和した広告となります。

（先斗町まちづくり協議会）



1 デザインガイド

設置位置・形態に関すること

（景観整備計画第4条第5号及び第7号サより）

- ・先斗町通上空への突出し（道路境界線を越えての突出し）及び鴨川側への突出型屋外広告物の設置はできません。
- ・出幅（壁面等から最も突き出した部分までの距離）は、1 m以下とする必要があります。
- ・突出型屋外広告物等を1立面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置する必要があります。
ただし、最上部の高さが4 m以下の場合は、2列以上設置をすることができます。
- ・壁面等からはみ出した表示は認められません。
- ・道路の通行に支障が生じないようにしてください。
- ・建築物の建替え等により、敷地を後退（セットバック）させた場合は、災害時の避難の障害にならないよう、十分な設置高を確保してください。

高さに関すること → 3 ページを御参照ください。

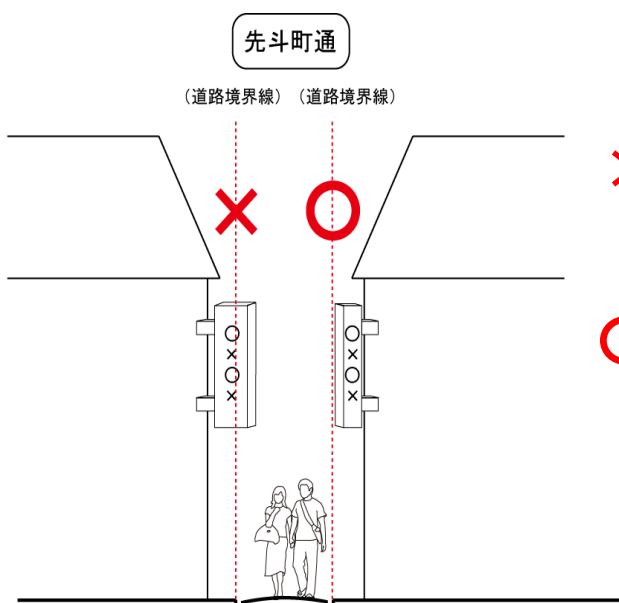
面積に関すること → 4 ページを御参照ください。

開口部に関すること → 5 ページを御参照ください。

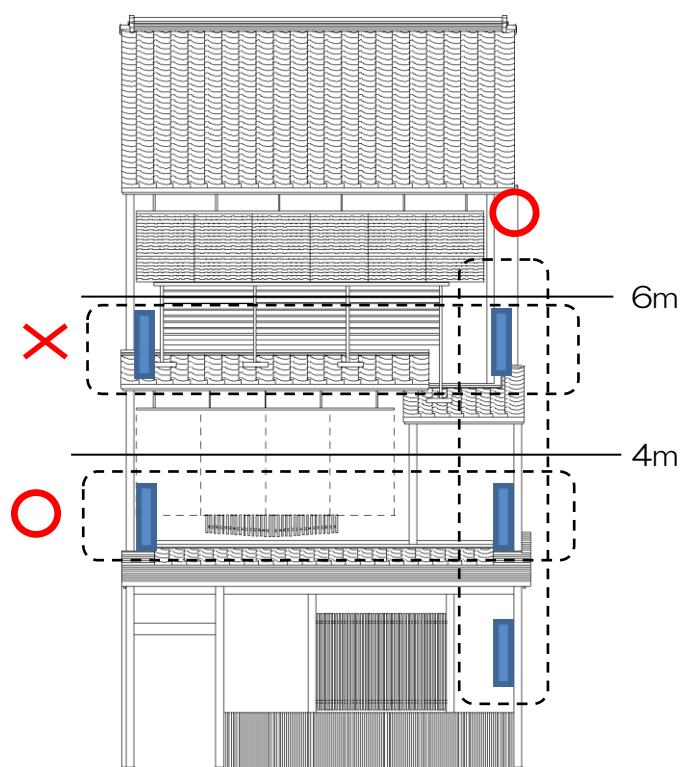
色彩・意匠等に関すること → 6 ページ及び7 ページを御参照ください。

（突出しの例）

道路境界線上の上空を超えて突き出すことはできません。



（複数設置の例）



■ポスター、貼り紙

1 デザインガイド

先斗町のイメージに配慮して、伝統芸能公演に関するものを中心に設置してください。設置に当たっては、設置する高さ及び、地面周辺の伝統的建物の格子のラインと、水平・垂直が保たれるよう注意してください。歪んだ状態での設置は、町並み景観に重大な影響を与えるおそれがあります。

（先斗町まちづくり協議会）



おどりや歌舞伎の公演ポスターに関すること

（景観整備計画第3条第1項第4号より）

- ・おどり・歌舞伎の公演に関するものは、大きさに問わず許可不要とします。

ポスター等の面積に関すること

（景観整備計画第4条第7号エより）

- ・1枚当たり1㎡以下のものとしてください。
- ・おどり・歌舞伎の公演に関するものを除き、面積が一枚当たり0.5㎡以下で、区画内のポスター等の総面積が1㎡以下のものは許可不要とします。

設置位置に関すること → 3ページ及び5ページもあわせて御参照ください。

- ・複数のポスター等を設置する場合は、設置する高さ、間隔、大きさをできる限り統一してください。
- ・道路の付属物や無電柱化に伴う地上機器等、屋外広告物の表示を禁止しているものへの掲示はできません。

色彩・意匠等に関すること → 6ページ及び7ページを御参照ください。

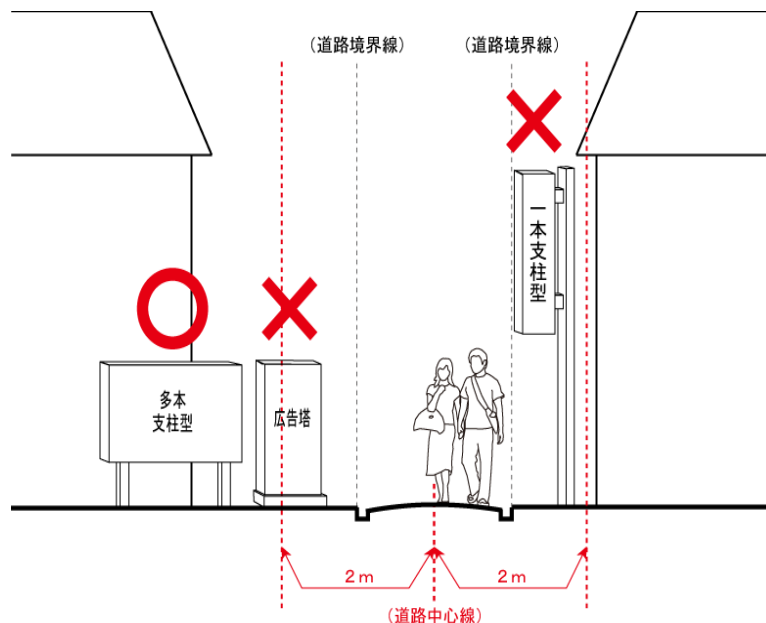
■支柱看板，広告塔

1 デザインガイド

設置位置に関すること

（景観整備計画第4条第8号イより）

- ・避難，消火活動等の妨げにならないよう，また，無電柱化により一新される上空景観が損なわれないよう，一本支柱型，多本支柱型，広告塔は，先斗町通の中心線から2mの範囲内（建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲）には設置を禁止します。
- ・独立型屋外広告物の設置に当たっては，災害発生時に避難上支障がないよう，建物や他の広告物等との間に1.5m以上の避難用通路を確保してください。

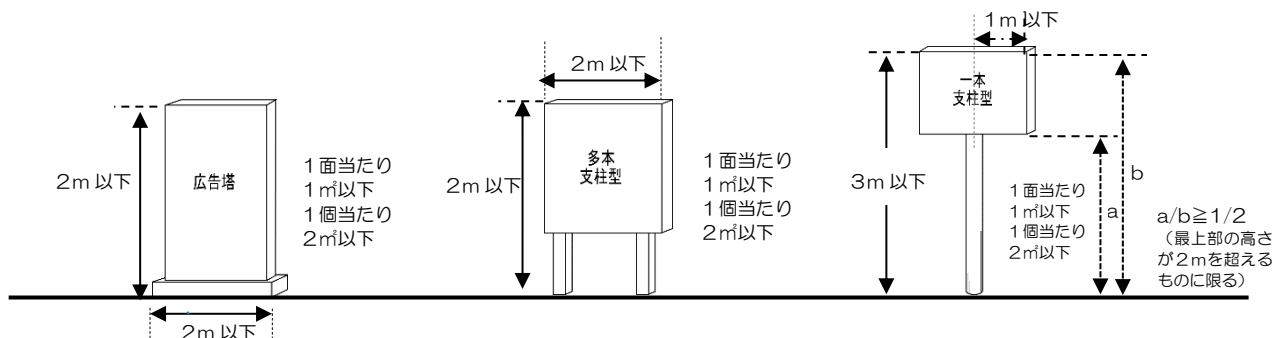


※ 広告物を通りから十分に後退した位置に設置することで，町並みに調和した広告景観が生まれます。

面積に関すること

（景観整備計画第4条第8号ア，ウ及びエより）

- ・1区画に設置する独立型屋外広告物（14ページ及び15ページの広告スタンドを含む。）の合計は5㎡以下としてください。
- ・広告物の種別に応じ，下図の基準に適合するものとしてください。

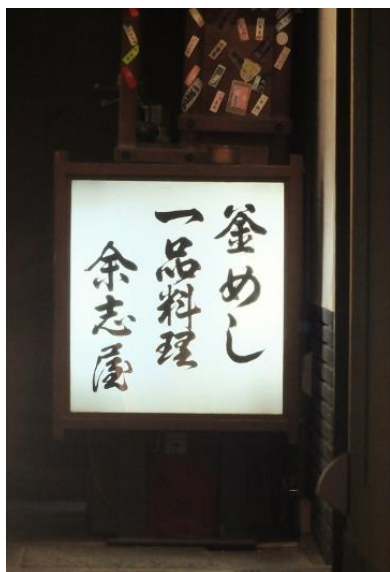
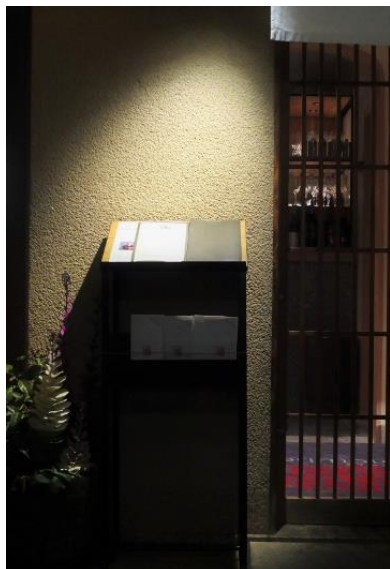


色彩・意匠等に関すること → 6ページ及び7ページを御参照ください。

■ 広告スタンド

広告スタンドは、営業中に常時設置する重要な広告物です。設置の際には、設置する高さや、地面に対して水平・垂直が保たれるよう注意してください。歪んだ状態での設置は、町並み景観に重大な影響を与えるおそれがありますので、十分な配慮が必要です。また、照明装置が通行人の目に入らないようにするなど、照明装置の位置及び方向にも配慮が必要です。

（先斗町まちづくり協議会）



設置位置に関すること

（景観整備計画第4条第8号イより）

- ・災害発生時の避難通路（1.5m 以上）を確保してください。
- ・複数テナントが入居するビルであっても、同一区画内に多数の広告スタンドが林立しないよう配慮してください。

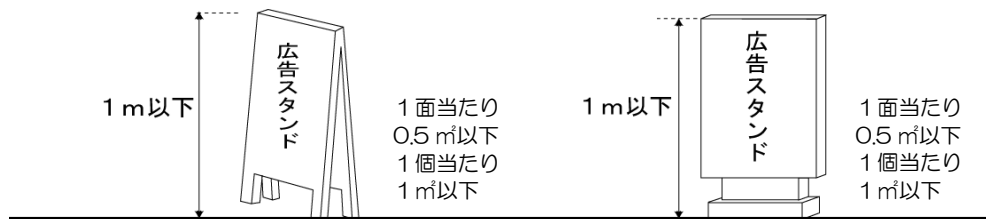
雑然と掲出された広告スタンドは、景観悪化の主要な要因となるとともに、災害発生時の避難の障害となる可能性があります。

また、電源（配線）コードの乱雑な配置は、火事の原因になりますので、十分注意してください。

面積に関すること

（景観整備計画第4条第8号オより）

- ・大きさは、最上部の高さ 1m 以下、1 面当たり 0.5 m²以下、1 個当たり 1 m²以下としてください。
- ・原則として1 店舗1 個、1 区画総量 2 m²以下としてください。

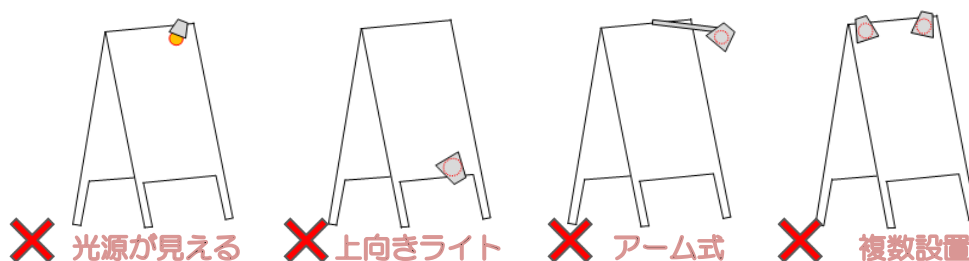


※メニュー台も広告スタンドとして分類します。

色彩・意匠等に関すること → 6 ページ及び 7 ページを御参照ください。

- ・照明は原則電球色の1 色とし、照明装置は公共用空地から容易に見えないようにしてください。

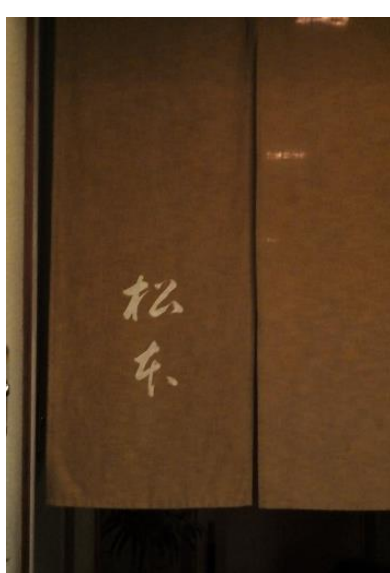
（照明装置の設置不可の例）



■のれん

のれんとは、布製で、人がくぐる
ことができる規模・形状で作ら
れたものを指します。「のれん分
け」、「のれんに傷がつく」などの
言葉にもあるように、その店全
体を象徴する存在であり、また、
屋外と店内とを緩やかに仕切る
結界のような役割を持つため、
先斗町通りの奥ゆかしさと賑わ
いを十分に配慮した意匠が求め
られます。

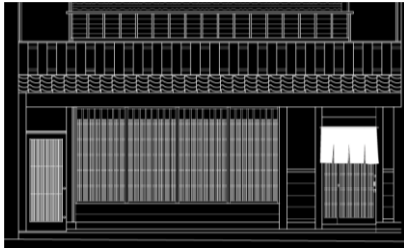
（先斗町まちづくり協議会）



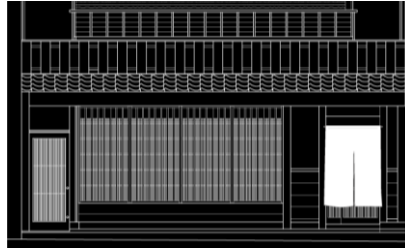
1 デザインガイド

◆ 推奨デザイン（伝統的な意匠）

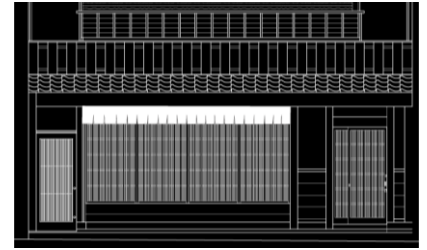
- ・様 式：半のれん、長のれん、水引のれん、日除けのれんの伝統的な様式で、設置する建築物（間口・開口部等）と不調和でないもの。



半のれん

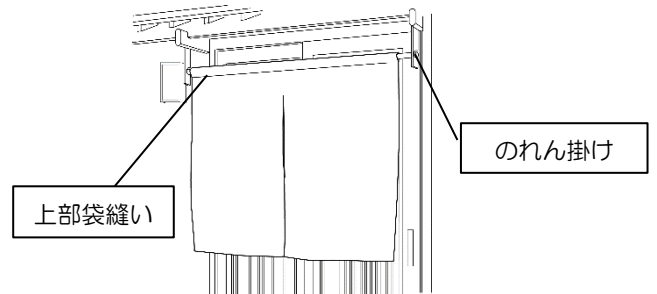


長のれん



水引のれん

- 半のれん | 標準布丈の半分（約 56cm）のサイズのもの。
店内の様子や陳列品を見せることが可能。
- 長のれん | 布丈約 160cm のサイズのもの。出入り口いっぱいには掛けられることが多く、日よけの役割も果たす。
- 水引のれん | 布丈約 40cm のサイズのもの、間口いっぱいの軒先に張ったもの。閉店後も掛けられている。



- ・素 材：綿、麻等の自然素材の布（ターポリン等のビニール素材や化学繊維等でないこと。）
- ・製造方法：京都で育まれた手描京友禅、型染、黒染、京縫（きょうぬい）などに用いられる伝統的な技術・技法によるものであり、かつ染色等主な製造工程（素材の製造工程を除く）が手作業であること。
- ・意 匠：使用する色彩は原則 3 色まで。
複数設置する場合（間口や様式などが異なるものに限り。）は、意匠に統一性があるもの。
- ・設置方法：間口に「くぐる」目的で設置し、原則として営業時間のみの設置。
上部が袋縫いされたものをのれん棒に通し、建築物等と調和した、のれん掛けに設置すること。

布製ののれんで伝統的な意匠のものは大きさを問わず、許可を要しません。
「伝統的な意匠」とは、原則として、上記の要件を全て満たしたものをいいます。

上記の要件に当てはまらない場合であって、区画内のその他の広告物との合計面積が 2㎡を超える場合、のれんについても許可が必要となります。

許可を要する場合は、2 ページ～7 ページの基準に適合させたくて、許可申請を行ってください。

■ちょうちん

先斗町通りでは、先斗町お茶屋組合や先斗町のれん会などが意匠・大きさを統一した ちょうちんが等間隔で掲げられ、町並みを構成する重要な要素となっています。ちょうちんを掲げる際には、この統一意匠のちょうちんや町並みとの調和に配慮した伝統的意匠・大きさのものが求められます。

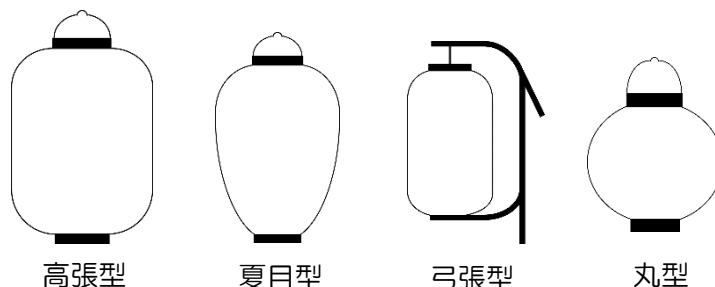
（先斗町まちづくり協議会）



1 デザインガイド

◆ 推奨デザイン（伝統的な意匠）

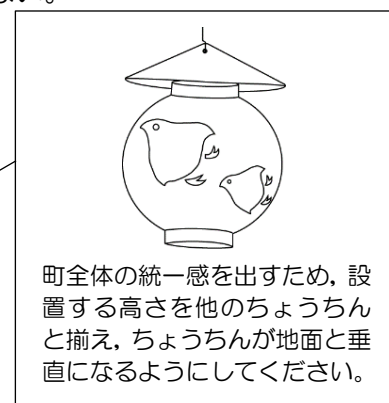
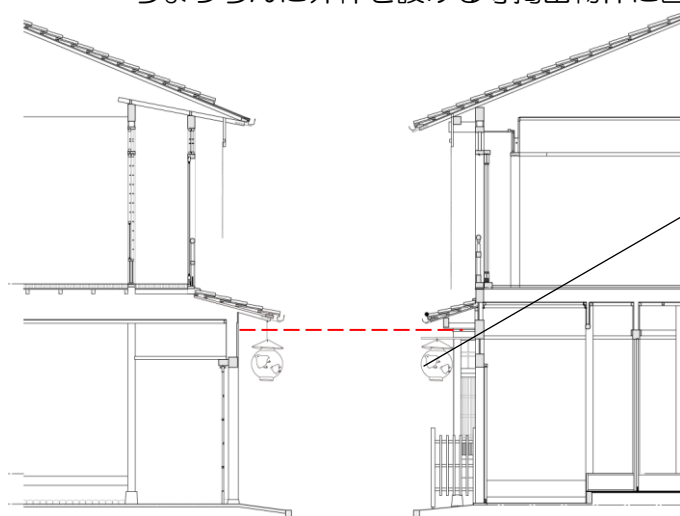
- ・様 式：高張型，夏目型，弓張型，丸型等の伝統的な形式とすること。



- ・素 材：骨は竹ひご，表示面は和紙
- ・色 色：原則，白又は赤系
- ・製造方法：地張り式又は巻骨式で手作業で製造されたもの
- ・設置方法：原則として，1 階の軒又はひさしの下に設置し，1 間（1.81m）につき1 個とすること。

複数設置する場合は，原則として，大きさを統一すること。

ちょうちんに外枠を設ける等掲出物件に固定しない。



和風のちょうちんで，面積が 0.3 m^2 以下（一尺提灯程度）の伝統的な意匠ものは，許可を要しません。「和風のちょうちん」とは，原則として，上記の要件を全て満たしたものをいいます。また，先斗町お茶屋組合及び先斗町のれん会の統一意匠のちょうちんについても，許可は不要です。

上記の要件に当てはまらない場合であって，区画内のその他の広告物との合計面積が 2 m^2 を超える場合，ちょうちんについても許可が必要となります。

許可を要する場合は，2 ページ～7 ページの基準に適合させたうえで，許可申請を行ってください。

■表示を禁止する屋外広告物

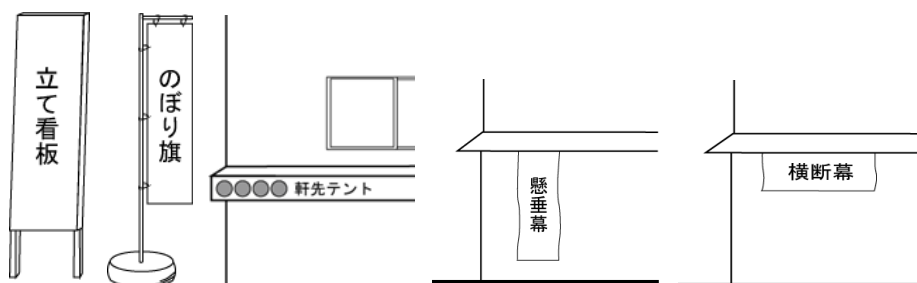
1 デザインガイド

表示を禁止する屋外広告物等に関すること

（景観整備計画第1条各号等より）

- ・屋上への表示，点滅式照明・可動式照明の設置は禁止しています。
- ・設置できる屋外広告物は，自家用屋外広告物，管理用屋外広告物，面積が0.5㎡以下の案内用屋外広告物のみです。これら以外の屋外広告物（いわゆる他社看板）の設置はできません。
- ・災害発生時の避難の障害となるほか，花街の雰囲気損なうため，以下の広告物の設置を禁止します。

- ・立て看板
- ・のぼり
- ・軒先テント
- ・懸垂幕
- ・横断幕



- ・建築物等への直書き及び高さ基準を超える切り文字広告※の設置はできません。



- ・電光ニュース板や電光広告板，デジタルサイネージのように，常時表示の内容を変えることができる「可変表示式屋外広告物」の設置は認められません（窓ガラス等の内側から屋外に向かって表示することもできません。）。

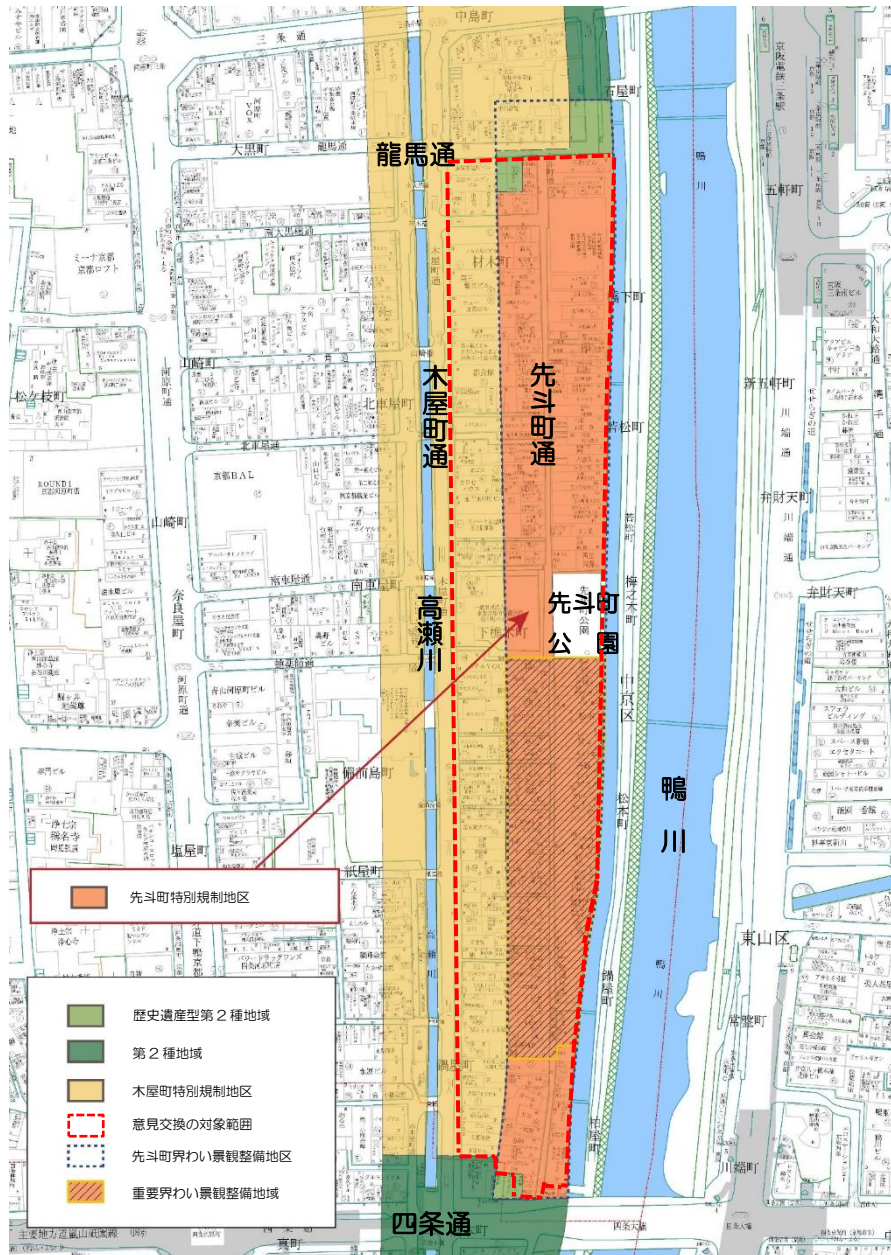
■計画地の規制の確認

2 意見交換と許可申請手続

先斗町屋外広告物等特別規制地区の指定範囲

- ・「先斗町界わい景観整備地区」※と概ね同地区
- ・北は龍馬通、南は四条通までの先斗町通の東西の地域
- ・東は鴨川、西は先斗町通から20mまでの地域

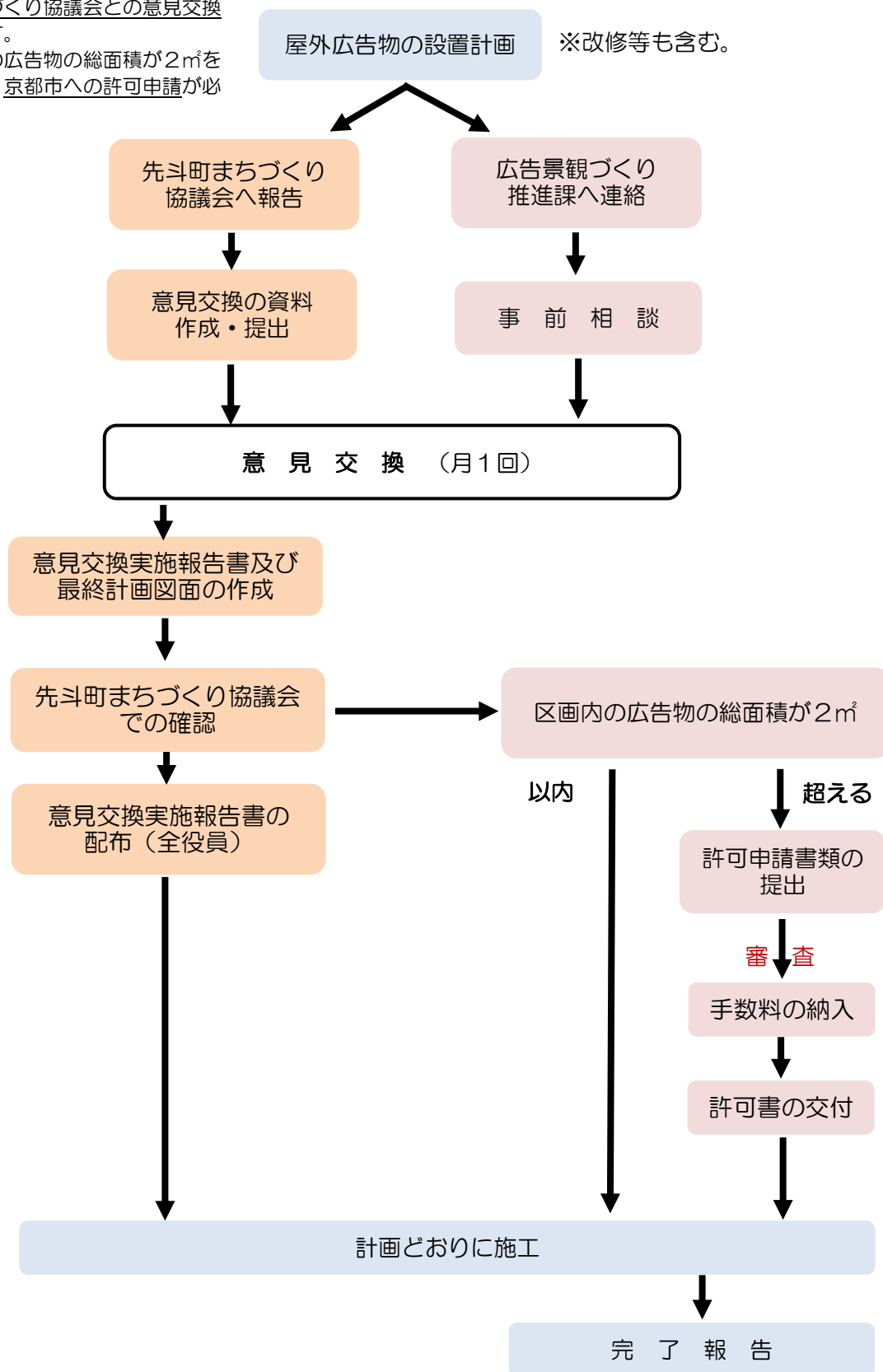
※ 地域色豊かな賑わいのある景観がまとまって形成されている地域で、市街地景観の整備を図る必要がある地域として、平成27年4月に指定。



■ 手続の流れ

2 意見交換と許可申請手続

- 先斗町において、広告物を設置する場合には、先斗町まちづくり協議会との意見交換が必要となります。
- さらに、区画内の広告物の総面積が2㎡を超える場合には、京都市への許可申請が必要となります。



※ 建物の改変を伴う場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課（０７５－２２２－３３９７）へ事前に御相談ください。

■必要書類と注意事項

2 意見交換と許可申請手続

－協議会との意見交換時－

1 計画概要等説明書類【様式あり】	1～4 をひとまとめにして、 ホッチキス留めしたものを、 70部
2 配置図（平面図）	
3 立面図	
4 意匠図	

先斗町地区（意見交換の対象となる範囲）で、屋外広告物を新たに設置する又は改変を行う場合は、先斗町まちづくり協議会との意見交換が条例により義務付けられています。意見交換を実施せず、屋外広告物の設置等景観に関わる行為を実施することは認められませんので、御注意ください。上記書類（70部）を意見交換会前日までに先斗町まちづくり協議会事務局まで提出してください。

－広告景観づくり推進課への許可申請時－

許可申請書【様式あり】	1部
個票【様式あり】	1部
付近見取図	2部
配置図（平面図）	2部
立面図	2部
意匠図	2部
資格を証明する書類の写し （有資格者の管理が必要な場合）	1部
返信用封筒 （許可書の郵送を希望する場合）	1部
意見交換実施報告書	1部
委任状（代理人が手続を行う場合）	1部

自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以内である等、許可が不要な場合があります。詳細は広告景観づくり推進課（075-222-4137）までお問合せください。

なお、許可が不要な場合でも、基準に適合させる努力義務がありますので、必ず事前に規制内容を確認してください。

■施工に当たっての注意事項

2 意見交換と許可申請手続

屋外広告物の設置等は、京都市の屋外広告業登録業者へ御依頼ください。

京都市内で屋外広告物の設置工事等を行う場合は、表示者が自ら設置する場合を除き、京都市に登録した屋外広告業者でなければ施工できません。

※ 京都市登録の屋外広告業者は、京都市ホームページや窓口で確認できます。

京都市 屋外広告業	検索
-----------	----

定期的な安全点検を行い、安全管理に努めてください。

近年、京都市では、老朽化等により危険な状態となった屋外広告物が報告されており、屋外広告物のより一層の適切な安全管理が求められています。屋外広告物の落下等を未然に防止するためには、屋外広告物の設置者等による適切な管理が欠かせません。



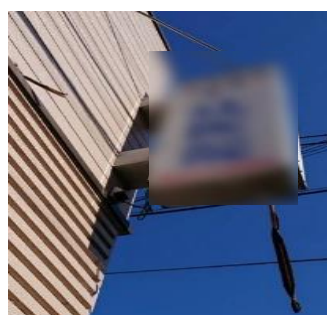
取付対象部（壁面）のひび割れ



内部の腐食



接合部の腐食・ぐらつき



振れ止め棒の脱落

許可が必要な場合は、3年後の更新の手続をお忘れなく！

屋外広告物の許可期間は3年です。許可期間満了後も引き続き屋外広告物の表示を継続する場合は、許可の更新手続が必要です（ただし、意匠を変更する場合を除いて、更新時には意見交換は不要です）。更新時は、点検報告書の提出が必要となりますので、このタイミングでしっかりと安全点検を行ってください。

■完了報告等

2 意見交換と許可申請手続

許可を要する広告物は、設置後「屋外広告物等表示・設置完了届」を京都市に提出してください。

許可を受けた広告物の詳細を明確に認識できるカラー写真を添付してください。また、照明を使用する広告物については、昼間の写真と夜間の写真を両方御提出ください。

なお、許可後に設置を中止した場合は、その旨を「中止届」で届け出てください。

先斗町まちづくり協議会との意見交換を行った場合は、同協議会に完成の報告をしてください。

意見交換で確認を得た内容で設置が完了した旨を報告し、協議会から認定証を受け取ってください。やむを得ない事情で、既に確認を得た計画から変更が生じた場合は、事前に変更計画書を提出のうえ、再度役員会議で確認を受けてから工事を行う必要がありますので御注意ください。

許可を受けた広告物を撤去した場合は、「屋外広告物等除却届」を京都市に提出してください。

許可を受けた広告物を撤去したことが明確に認識できるカラー写真を添付してください。なお、テナント未入居等の事情により、白板になっている看板も屋外広告物に該当しますので、屋号を消しただけでは除却扱いにはなりません。



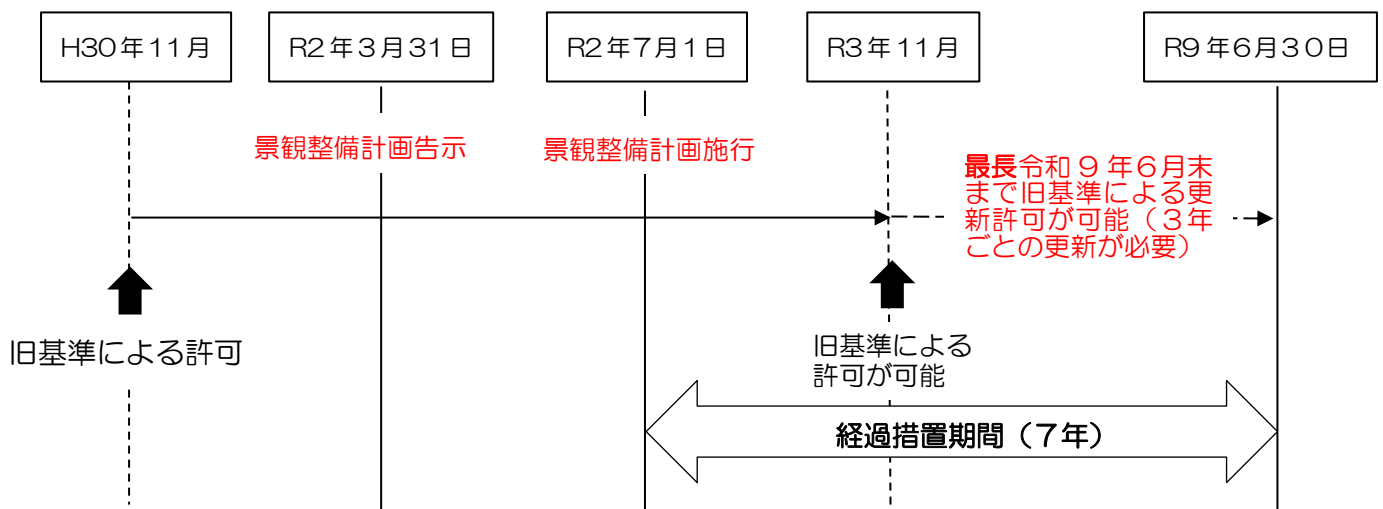
■経過措置

2 意見交換と許可申請手続

先斗町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画の適用に当たっては、以下のとおり経過措置期間を設けます。

- ・景観整備計画施行時に条例が定める基準（旧基準：歴史遺産型第2種）に適合して許可を受けている屋外広告物等で、施行後に新基準に適合しなくなるものは、7年の経過措置期間を設けます。
- ・景観整備計画施行日以降に設置する屋外広告物等については、全て新基準に適合させなければなりません。
- ・旧基準で許可を受けている場合、景観整備計画実施後も、引き続き許可満了日まで有効とし、経過措置期間内については、旧基準での更新許可を受けることができます。

（例）平成 30 年 11 月に旧基準で許可を受けた屋外広告物等で、先斗町屋外広告物等景観整備計画の許可基準に適合しない場合



参考資料

■地区の特色ある町並み

参考1 先斗町地区の概要

- 先斗町地区は、道路が拡張されなかったことから、江戸時代当時の通りや路地が残されています。そのため、先斗町通には、伝統的建造物が建ち並び、多数存在する路地等とともに繊細なスケール感を特徴とした空間を構成しています。
- また、江戸時代からの歴史を有する京都を代表する花街の一つであり、お茶屋建築等が花街文化を継承する歴史的町並みを形成する一方、近年、飲食店や物販店等、多様な業種が加わり、お茶屋建築を再生活用して新たな賑わいを創出しつつも、統一感の中に個性が見られる独特の景観を形成しています。
- 鴨川においては、夏の風物詩である納涼床が出され、伝統文化を継承した地域独特の情緒と風情を醸す、希少な景観が残されています。

さらに

先斗町通では無電柱化事業により、電線類のないすっきりとした上空景観が形成されます。



■先斗町のまちづくり活動

参考 1 先斗町地区の概要

—先斗町まちづくり協議会の成り立ち—

- 平成21年11月 立誠自治連合会のまちづくり委員会のもと、「先斗町の将来を考える集い」が発足。
- 平成23年10月 立誠自治連合会・立誠まちづくり委員会の下部組織で、先斗町の7つの町内会が協議会として設立。
- 平成24年 6月 地域住民が主体となって景観づくりに取り組む団体として、京都市市街地景観整備条例に基づく「地域景観づくり協議会」の認定を受けた。

—先斗町まちづくり協議会の取組—

意見交換

建物の新築や外観の変更，広告物の設置等の際，あらかじめ，事業者と意見交換を実施。

意見交換は月1回実施され，必ず事業者の出席が求められます。

場合によっては，複数回実施されることもあります。



このまち守り隊

平成28年7月に先斗町で発生した火災を受け，一斉防災啓発活動・全戸巡回を実施。



■先斗町の看板自主規制

参考1 先斗町地区の概要

「先斗町町式目」に定められた規制項目

- ①屋外広告物は、道路上には出さないこと。
- ②屋外広告物は、花街先斗町のお茶屋建築が生み出す町並みに配慮した材料を用い、設置箇所周辺の町並みが本来持つ色調に馴染むようにすること。また、照明には白熱灯色のみを使用し、照明装置の設置には十分配慮すること。
- ③屋外広告物は、設置される建物の間口に応じ、大きさや数に配慮し、暖簾・提灯等の屋外広告物と置き看板等の屋外広告物を除き、基本的に合計で2㎡までの大きさにすること。尚、それぞれの住民や事業者が景観や町並みの維持を重視し、維持発展させることを望むものである以上、可能な限り、その最大承認範囲よりも小さな屋外広告物の設置・掲出に努めること。
- ④突き出し看板、支柱型看板等の屋外広告物は、周辺・周囲や先斗町の景観特性と調和するように、高さを合わせるとともに、目立ちすぎないように設置すること。
- ⑤置き看板等の屋外広告物は、高さを1.5m以下、表示合計面積をA2サイズまでとし、けばけばしくない色を用いること。写真の使用はその半分A3サイズまでとすること。
- ⑥①から⑤の規制事項を守ったうえで、提灯、暖簾、すずらん灯、ガス灯等を設置する際には、その大きさや設置位置、色調、素材、照明等について町並みに配慮したものとする。
- ⑦通りと路地の狭さや町並み・景観保全への配慮と、市道上の空間占有を防止する目的から、のぼり、立て看板、懸垂れ幕、軒先からの吊り下げ式広告物は設置しないこと。
- ⑧敷地の内外に関わらず、建物の外部に露出させた物品類（野菜、酒瓶等）の陳列、露天販売は禁止。但し、ショーケース内など、建物内部であっても通りから容易に見える箇所では町並みに配慮すること。
- ⑨テレビ等電飾看板は使用しないこと。
- ⑩上掲規制事項①から⑨以外の屋外広告物に関しては、協議会に問い合わせ、協議会全役員による審査を受け、協議会で承認されたものでないと施工できないこととする。

道路上空の
突出看板の撤去



平成24年3月



令和2年3月

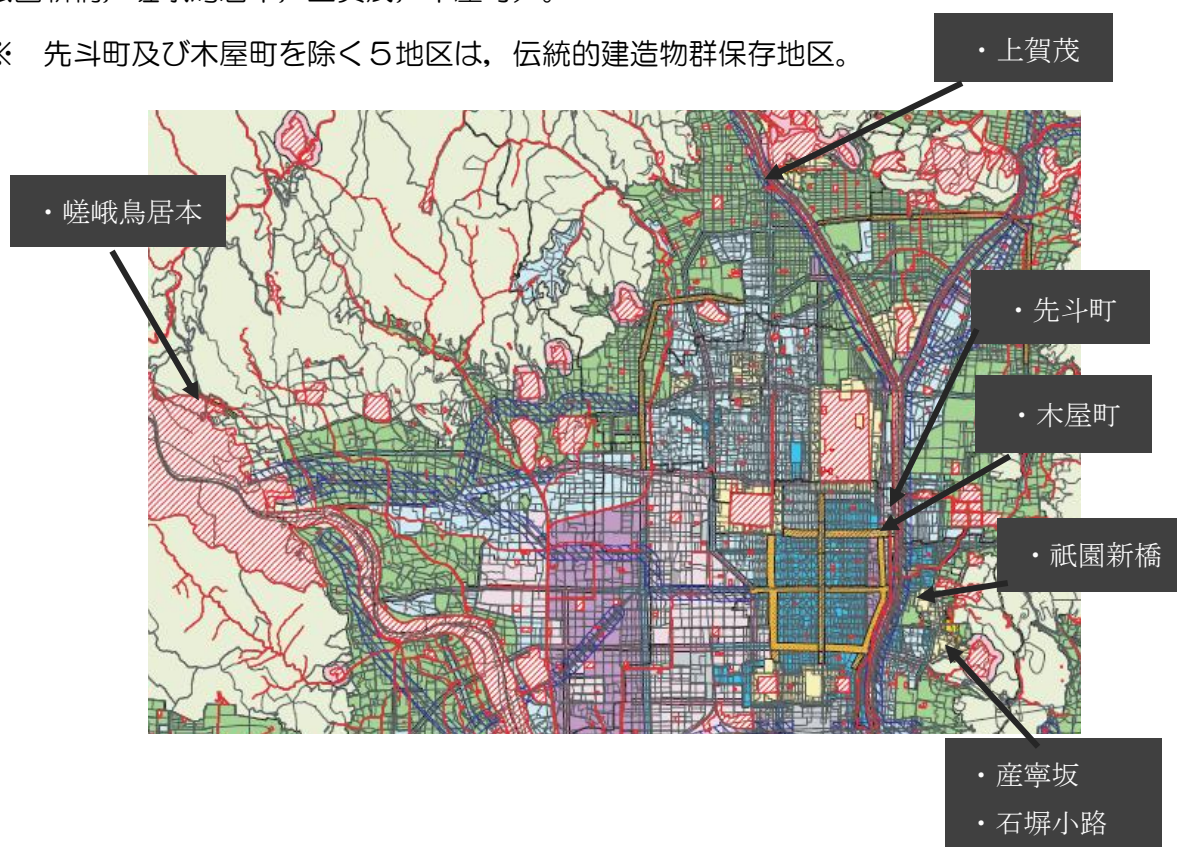
■特別規制地区制度について

参考2 特別規制地区について

「屋外広告物等特別規制地区」は、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、伝統的建造物群保存地区、高層の建築物が群として構成美を示している地域その他のまとまりのある景観を示している地域で、当該地域の特性に応じた特別の制限を行う必要があるものを指定し、地域に特化した規制を行う制度です。

現在、市内で7地区が特別規制地区に指定されています（先斗町他には、産寧坂、石堀小路、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂、木屋町）。

※ 先斗町及び木屋町を除く5地区は、伝統的建造物群保存地区。



＜京都市屋外広告物等に関する条例（抜粋）＞

（屋外広告物等特別規制地区の指定）

第20条 市長は、審議会の意見を聴いて、都市計画法第8条第項第15号に掲げる伝統的建造物群保存地区、高層の建築物が群として構成美を示している地域その他のまとまりのある景観を示している地域で、屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の位置、規模、形態又は意匠について当該地域の特性に応じた特別の制限を行う必要があるものを、屋外広告物等特別規制地区として指定することができる。

（屋外広告物等景観整備計画）

第21条 市長は、前条第1項の規定に基づき屋外広告物等特別規制地区の指定をするときには、審議会の意見を聴いて、併せて当該地区における屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の規制等による都市の景観の維持及び向上並びに公衆に対する危害の防止に関する計画（以下「屋外広告物等景観整備計画」という。）を定めなければならない。

■先斗町屋外広告物等景観整備計画の基本方針

参考2 特別規制地区について

これまで適用されていた「歴史遺産型第2種地域」の許可基準を基本に、以下の3つの観点、「先斗町町式目」及びそれに基づく地域の取組を加味したものとしています。

(1) 先斗町の景観特性（「先斗町界わい景観整備地区界わい景観整備計画」より）

界わい景観整備計画	方 針
 先斗町通の景観	伝統的建造物に調和し、狭い通りにおいて視認可能な控えめなもので、先斗町通の空間が十分確保できるものとする。
 品格と賑わいをあわせもつ景観	花街の雰囲気尊重する一方、商業地区としての賑わいが感じられ、様々な業種の店舗が共存できる気品のあるものとする。
 鴨川側の景観	連続性のある景観を保つため、広告物の掲出は必要最小限にする。

(2) 防災上の観点

狭い先斗町通と路地等から構成されている地域であるため、火災等の災害が発生した場合において、避難通路の確保や消火活動の円滑化等が担保できるようにする。

(3) 照明色

先斗町では、電球色を基調とした照明色が主流となっているため、屋外広告物の照明色についても、先斗町の夜間景観の維持向上が図れるものとする。



■許可基準等一覧

規制項目			歴史遺産型第2種	先斗町
共通	自家用屋外広告物	許可不要とする範囲	2㎡	2㎡
	他者広告		設置禁止	設置禁止
	案内用屋外広告物	1個当たりの面積	1㎡	0.5㎡
	管理用屋外広告物	許可不要とする範囲	2㎡ (1個0.3㎡以内)	0.3㎡ (区画に1個まで)
	禁止物件		条例第5条第1項各号に掲げるもの（重要文化財、橋、道路の附属物、電柱等）、道路の路面	条例第5号第1項各号に掲げるもの（重要文化財、橋、道路の附属物、電柱等）、道路の路面及び電線共同溝の屋側配管（立ち上げ管）
	開口部等への表示面積・割合 (屋外広告物及び特定屋内広告物の面積の合計)		(先斗町通側・鴨川側) 1階以下 50%以下 2階以上 30%以下 1立面 制限なし	(先斗町通側) 1階以下 50%以下 2階以上 禁止 1立面 1㎡以下 (鴨川側) 禁止
	色彩	使用できる色彩等 (下地色)	R及びYR：6， Y：4， その他2（20%未満）	R及びYR：6， Y：4， その他2（20%未満）
		色彩基準の例外 (4m以下) ※	0.5㎡ (1立面，1区画)	0.5㎡ (1立面，1区画)
	照明	色	白又は淡色	電球色等
		装置	公共用空地から容易に見えない (定着のみ)	公共用空地から容易に見えない (定着，独立)

※色彩基準の例外

- 着色されていない木又は石の色は，規制対象色又は禁止色とはみなしません。
- 次に掲げるものは，下地等の色彩の基準又は文字等の色彩の基準にかかわらず，表示することができます。
 - 伝統的な意匠の建築物と調和した和風ののれん
 - 表示が，公益，慣例その他の理由によりやむを得ないもので，景観上支障がないと認められるもの
 - 他の基準で表示可能なものを除き，最上部の高さが4m以下であり，かつ，1の立面における最上部の高さが4m以下の規制対象色の面積の合計が0.5㎡以下であるもの

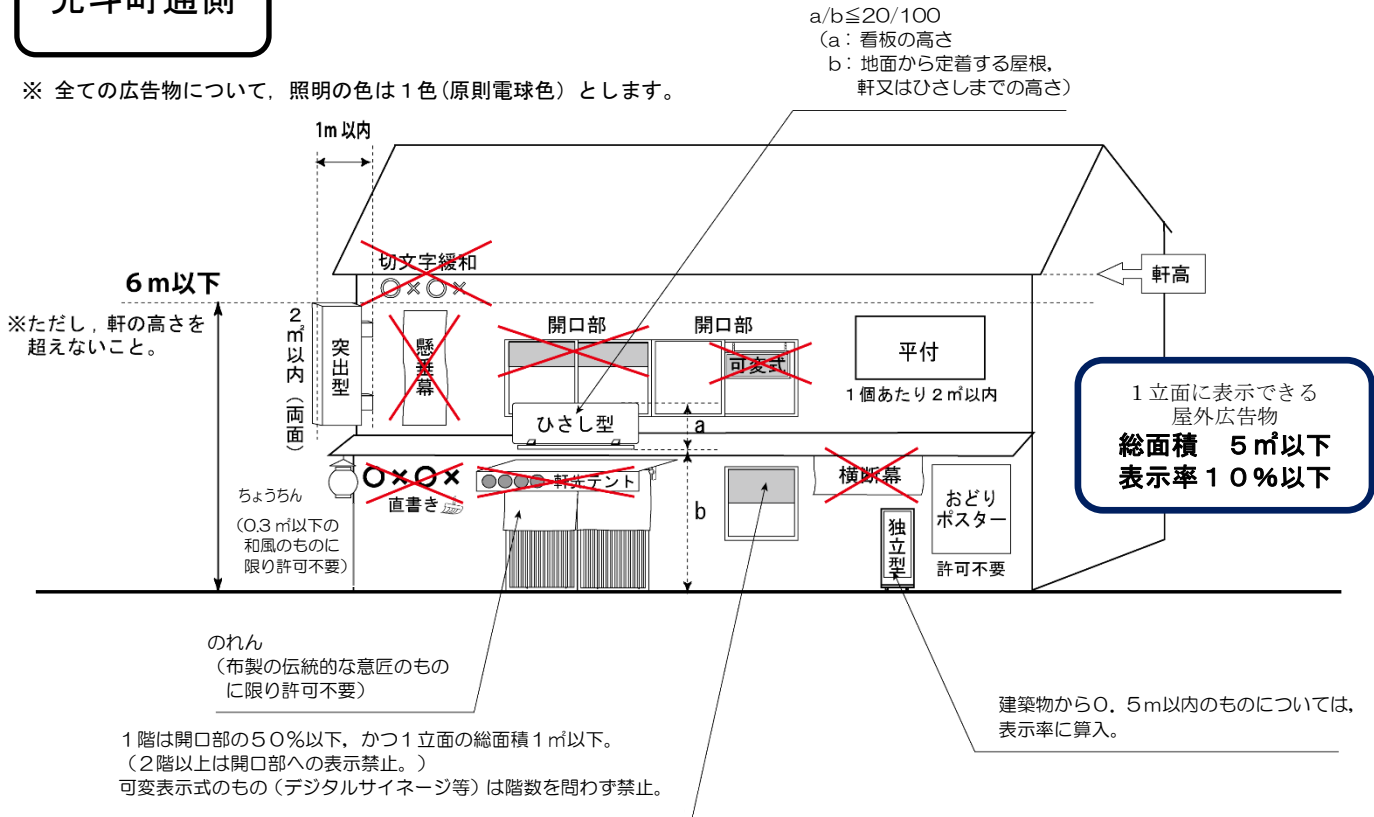
参考3 許可基準・計画等

規制項目			歴史遺産型第2種	先斗町
建築物等定着型屋外広告物	1 立面当たりの合計面積		5㎡かつ 表示率 10%	5㎡かつ 表示率 10%
	全種類	最上部の高さ	6m	6m
		1 個当たりの面積	5㎡	2㎡
	直書き		規定なし	建築物等へ直接描かないこと
	切り文字緩和	基準高さを超えて表示できる例外	建築物の高さ以下 (軒の高さを超える場合、文字幅は軒の高さの 20/100 以下まで)	認めない
	ひさし看板	定着する屋根、軒又はひさしの面の高さに対する看板等の高さの割合	20/100	20/100
	屋上屋外広告物		禁止	禁止
	突出型屋外広告物等	出幅	1 m	1 m ※避難通路確保のため、設置高さに配慮
		並列（4mを超える場合）	禁止	禁止
		先斗町通上空への突出	可能	禁止
		鴨川側	可能	禁止
	可変表示式		設置禁止	設置禁止
	アドバルーンにより表示するもの		設置禁止	設置禁止

■許可基準等一覧

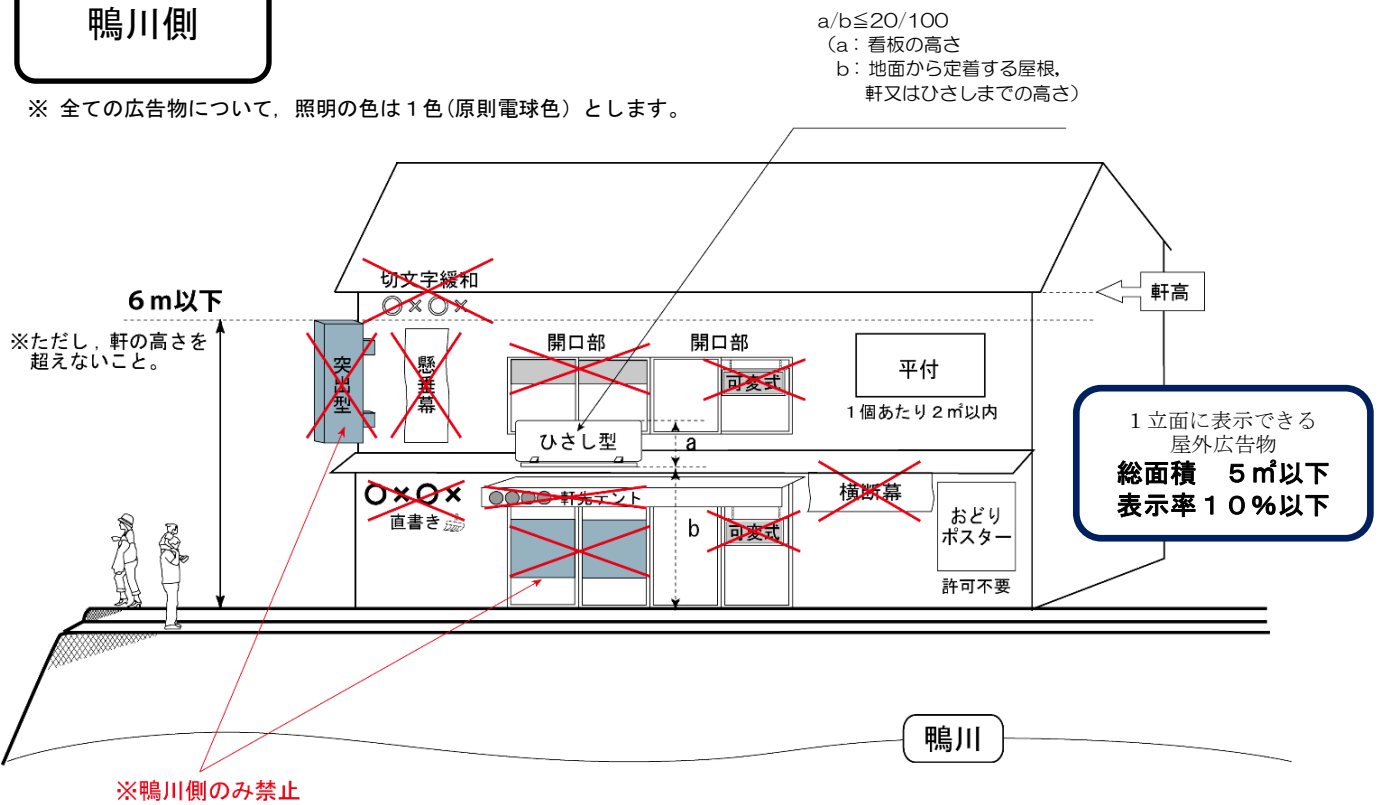
先斗町通側

※ 全ての広告物について、照明の色は1色（原則電球色）とします。



鴨川側

※ 全ての広告物について、照明の色は1色（原則電球色）とします。

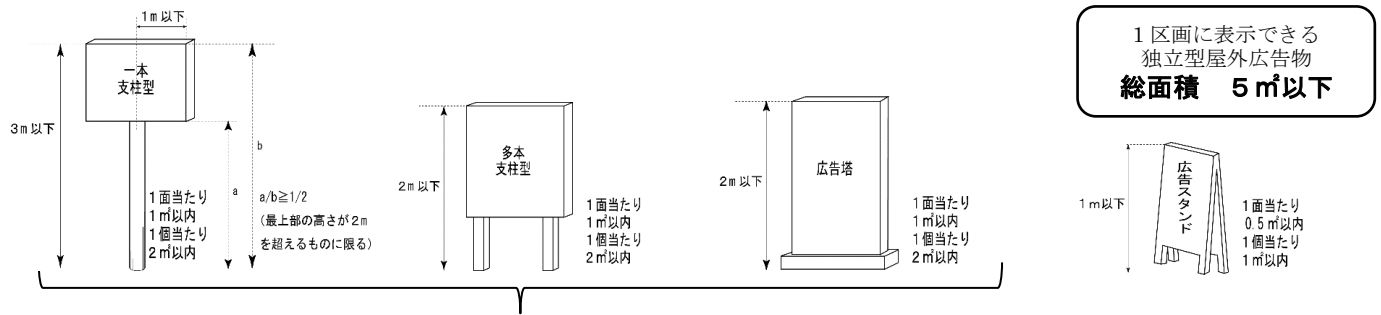


参考3 許可基準・計画等

規制項目			歴史遺産型第2種	先斗町
独立型屋外広告物	区画内における合計面積		5㎡	5㎡
	独立型の定着型への面積算入	壁面からの距離	0.5m	0.5m
	一本支柱型	最上部の高さ	6m	<u>3m</u>
		表示面1面当たりの面積	2.5㎡	<u>1㎡</u>
		1個当たりの面積	5㎡	<u>2㎡</u>
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1.5m	<u>1m</u>
		最上部の高さに対する最下部の高さの割合	1/2以上 （最上部の高さが3m以下のものは除く。）	1/2以上 （最上部の高さが2m以下のものは除く。）
		設置場所	規定なし	先斗町通の中心線から2m以内の設置禁止
	多本支柱型 広告塔	最上部の高さ	3m	<u>2m</u>
		表示面1面当たりの面積	2.5㎡	<u>1㎡</u>
		1個当たりの面積	5㎡	<u>2㎡</u>
		表示面の幅	規定なし	<u>2m</u>
		設置場所	規定なし	先斗町通の中心線から2m以内の設置禁止
	広告スタンド 置き看板 A型看板等	最上部の高さ	1.5m	<u>1m</u>
		表示面1面当たりの面積	1㎡	<u>0.5㎡</u>
		1個当たりの面積	規定なし	<u>1㎡</u>
		1店舗当たりの掲出可能数	規定なし	1基
	可変表示式		設置禁止	設置禁止
	アーチ型	最上部の高さ	4m	<u>設置禁止</u>
		表示面1面当たりの面積	2.5㎡	

■許可基準等一覧

参考3 許可基準・計画等



先斗町通の中心線から2m以内は設置禁止。

規制項目		歴史遺産型第2種	先斗町
簡易広告物	立て看板	最上部の高さ	2m
		許可不要の範囲	2㎡ (簡易広告物合計)
	のれん	許可不要の範囲	2㎡ (簡易広告物合計)
	ちょうちん	許可不要の範囲	2㎡ (簡易広告物合計)
	懸垂幕・横断幕	1個当たりの面積	2㎡ (簡易広告物合計)
	軒先テント (文字等の表示ないものを除く。)	1個当たりの面積	2㎡ (簡易広告物合計)
	のぼり	許可不要の範囲	2㎡ (簡易広告物合計)
	ポスター・貼り紙	許可不要の範囲	2㎡ (簡易広告物合計)
特定屋内広告物	特定屋内広告物	設置場所	規定なし
		面積・開口部等 に対する割合	1階以下 50%以下 2階以上 30%以下 1立面 制限なし
		可変表示式	規定なし

■景観整備計画（全文）

参考3 許可基準・計画等

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、先斗町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

1 町並みの現況

この地区は、江戸時代の道路幅員が拡張されることなく、今もなお現存する先斗町通に接して伝統的建造物が立ち並び、多数存在する路地等と共に繊細なスケール感を特徴とした空間を構成している。

また、江戸時代からの歴史を有する京都を代表する花街の一つであり、お茶屋建築等が花街文化を継承する歴史的町並みを形成する一方、近年、気品のある飲食店や物販店等、多様な業種が加わり、お茶屋建築を再生活用して新たな賑わいを創出しつつも、統一感の中に個性が見られる独特の景観を形成している。

鴨川に面しては、夏の風物詩である納涼床が出され、伝統文化を継承した地域独特の情緒と風情を醸す、希少な景観が残されている。これらの地域は、先斗町界わい景観整備地区に指定されている。

2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区は、条例第8条第1項第21号に定める歴史遺産型第2種地域の規制を基に以下の方針に基づき整備する。

(1) 先斗町の景観特性との調和

ア 先斗町通の景観

伝統的建造物に調和し、狭い先斗町通や多数の路地でも視認可能な控えめなもので先斗町通の空間が十分確保できるものとする。

イ 品格と賑わいを合わせ持つ景観

花街の雰囲気尊重する一方、商業地区としての賑わいが感じられ、様々な業種の店舗が共存する中でも気品のあるものとする。

ウ 鴨川沿いの景観

鴨川沿いの連続性のある景観を保つため、掲出は必要最小限のものとする。

(2) 防災の観点からの安全・安心の向上

狭い先斗町通と路地等から構成されている地域であるため、火災等の災害が発生した場合において、避難通路の確保や消火活動の円滑化等が担保できるようにする。

(3) 照明色

京都を代表する花街の一つである先斗町の夜間景観は、電球色を基調とした照明が主流となっており、その地域特性の維持・向上を図ることができるようにする。

第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠に関する事項等

この地区内における屋外広告物（屋外広告物法第2条第1項に規定するもの。以下同じ。）及び掲出物件（条例第2条第2号に規定するもの。以下同じ。）並びに特定屋内広告物（同条第3号に規定するもの。以下同じ。）の位置、規模、形態及び意匠の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

（表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないちょうちんについては、この限りでない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (6) 可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（条例第11条第1項第5号に規定するもの）
- (7) アーチ型の屋外広告物及びその掲出物件（京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1 2備考4に規定するもの）
- (8) 定着させる建築物その他の工作物（掲出物件を除く。以下「建築物等」という。）の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。））を超えるもの。ただし、ひさし看板等（条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するもの。以下同じ。）については、この限りでない。
- (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの
- (10) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るために必要と認められるものについては、この限りでない。
- (11) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るために必要と認められるものについては、この限りでない。

■景観整備計画（全文）

- (12) 懸垂幕、横断幕、軒先テントその他これらに類するもの
- (13) 立て看板。ただし、次に掲げる屋外広告物については、この限りでない。
 - ア 条例第6条第2項第1号から第3号に掲げる屋外広告物
 - イ 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物
- (14) のぼり。ただし、条例第6条第2項第2号及び第3号に掲げる屋外広告物については、この限りでない。

（屋外広告物の表示等を禁止する建築物等）

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、条例第5条各項のただし書に定めるものを除く。

- (1) 条例第5条第1項各号に掲げるもの
- (2) 道路の路面
- (3) 電線共同溝の屋側配管
- (4) 建築物の2階以上の部分及び鴨川に面する部分における開口部等（条例第2条第3号アに規定するもの。以下同じ。）

（屋外広告物の表示等の許可を要するもの等）

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 条例第6条第2項第1号から第3号までに掲げる屋外広告物
- (2) この地区内の町並みの景観に調和した、面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物（条例第2条第5号に規定するもの。以下同じ。）で、当該区画内において1の屋外広告物（歴史的意匠屋外広告物（条例第2条第8号に規定するもの。以下同じ。）又は優良意匠屋外広告物（条例第2条第9号に規定するもの。以下同じ。）であるものを除く。）を表示するときに限る。
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する屋外広告物で、第4条の許可の基準に適合しているもの
- (4) おどり、歌舞伎の公演その他これらに類するもののために表示するポスター、貼り紙、貼り札その他これらに類するもの（以下「おどり等のポスター等」という。）
- (5) 自家用屋外広告物（条例第2条第7号に規定するもの。以下同じ。）で、ポスター、貼り紙、貼り札その他これらに類するもの（おどり等のポスター等を除き、面積が0.5平方メートル以下で、区画内の総面積が1平方メートル以下のものに限る。）
- (6) 自家用屋外広告物で、和風のちょうちんであるもの（面積が0.3平方メートル以下で、伝統的な意匠のものに限る。）
- (7) 自家用屋外広告物で、布製ののれんであるもの（伝統的な意匠のものに限る。）
- (8) 自家用屋外広告物で、区画内において表示するもの（第4号から前号までに掲げる屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものを除く。）の面積の合計が、2平方メートルを超えないもの

2 前項第2号及び第5号から第8号までに掲げる屋外広告物及びその掲出物件は、第4条各号に掲げる基準（面積等に関する基準で同条第2号、第7号イ、ウ及びエ並びに第8号ア、ウ（ウ）及び（エ）、エ（イ）及び（ウ）並びにオ（イ）及び（ウ）に掲げる基準を除く。）に適合するものでなければならない。ただし、その面積が0.3平方メートル以下のもので、表示面（規則第1条第2項第2号に規定するもの。以下同じ。）の色彩が良好な景観の形成に支障がないと認められるものについては、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は次の屋外広告物及びその掲出物件については、同項に規定する基準を緩和することができる。

- (1) 意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- (2) その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ない屋外広告物で、景観上支障がないと認められるもの

4 この地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間（条例第23条第2項の規定に基づき定めるもの）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) 貼り紙、ポスターその他の簡易なもの 3月
- (2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年

（許可の基準）

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第1条及び第2条の規定に違反していないこと。
- (2) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物及びその掲出物件であること。
 - ア 管理用屋外広告物
 - イ 案内用屋外広告物（条例第2条第6号に規定するもの）で面積が0.5平方メートル以下であるもの
 - ウ 自家用屋外広告物
- (3) 位置、規模、形態及び意匠がこの地区内の景観の特性に調和していること。

参考3 許可基準・計画等

- (4) 次に掲げる基準のいずれかに適合していること。
- ア 表示面が次に掲げる基準に適合していること。
- (ア) 屋外広告物の面積に対する表示面のうち特定部分（表示面のうち文字又は記号を表示する部分及び着色されていない木製又は石製の部分を除いた部分をいう。以下同じ。）に規制対象色（彩度（日本産業規格 Z 8 7 2 1 に定める区分によるものとする。以下同じ。）が次に掲げる色相（同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超える色をいう。）を使用する部分の面積（以下「特定面積」という。）の割合が、10分の2未満であること。
- a R及びYR 6
- b Y 4
- c GY, G, BG, B, PB, P及びRP 2
- (イ) 特定部分の色の彩度が、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるものでないこと。
- a R, GY, G, BG, B, PB, P及びRP 8
- b YR及びY 10
- イ 意匠が次に掲げる基準に適合していること。
- (ア) 最上部の高さが4メートル以下であること。
- (イ) 建築物等定着型屋外広告物等（条例第2条第10号に規定するもの。以下同じ。）である屋外広告物にあっては、当該屋外広告物の特定面積と建築物等の1の立面に存する他の建築物等定着型屋外広告物等（ア、ウ又はエに掲げる基準のいずれかに適合するものを除く。）の特定面積の合計が0.5平方メートル以下であること。
- (ウ) 独立型屋外広告物等（建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又はその掲出物件であるもの。以下同じ。）である屋外広告物にあっては、当該屋外広告物の特定面積と区画内に存する他の独立型屋外広告物等（ア、ウ又はエに掲げる基準のいずれかに適合するものを除く。）の特定面積の合計が0.5平方メートル以下であること。
- ウ 伝統的な意匠の建築物と調和した和風ののれんであること。
- エ 表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるものであること。
- (5) 屋外広告物又は掲出物件が先斗町通に突き出さないこと、その他避難通路を確保できるよう設置高さに配慮するなど、避難上及び消火上支障がないようにすること。
- (6) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 照明の色が、電球色等この地区内の景観の特性に調和していること。
- イ 照明装置が道路、公園、広場その他の公共用地（規則第18条第7号ウに規定するもの。以下同じ。）から容易に見えないこと。
- ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。
- (7) 建築物等定着型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 最上部の高さが6メートル以下であること。
- イ 表示・設置合計面積（条例第11条第1項第7号に規定する表示・設置合計面積をいい、建築物等から0.5メートル以内の位置において表示し、又は設置する独立型屋外広告物等の面積を含む。以下同じ。）の建築物等の1の立面における総量が9平方メートル以下であること。
- ウ 建築物等の立面（高さは6メートルまでの範囲で、同一壁面として一体性があるもの。）の面積に対する表示・設置合計面積の割合が、100分の10以下であること。
- エ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる面積以下であること。
- | | | |
|---------------|---|--------|
| ポスター、貼り紙及び貼り札 | 1 | 平方メートル |
| その他のもの | 2 | |
- オ 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が定着する建築物等及び周囲の町並み景観と不調和でないこと。
- カ 建築物の1階以下の部分の1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る屋外広告物及び特定屋内広告物の面積の合計の割合が10分の5以下であること。
- キ この地区内の1の建築物の1の立面における開口部等に表示する屋外広告物及び特定屋内広告物の表示面積の合計が、1平方メートル以下であること。
- ク 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、伝統的な意匠ののれんについては、この限りでない。
- ケ 表示面が開口部と壁面等（建築物等の壁面、柱その他これらに類する物をいう。以下同じ。）にまたがらないこと。ただし、伝統的な意匠ののれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で当該建築物と調和した和風の意匠をもつもの（以下「特定和風屋外広告物」という。）については、この限りでない。
- コ 建築物等に塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
- サ 突出型屋外広告物等（規則別表第3 1備考に規定するもの。以下同じ。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- (ア) 当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1メートル以下であること。
- (イ) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面（規則第1条第2項第1号に規定するもの。以下同じ。）に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4メートル（旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物にあっては、6メートル）以下のものについては、この限りでない。

■景観整備計画（全文）

（ウ）建築物等の鴨川に面する部分には表示しないこと。

シ ひさし看板等にあつては、次に掲げる基準に適合していること

（ア）定着する屋根、軒又はひさし（以下「屋根等」という。）の面（当該屋外広告物等が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）の高さに対するひさし看板等の高さ（当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、100分の20以下であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあつては、この限りでない。

（イ）表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。

（ウ）2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあつては、この限りでない。

（エ）形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあつては、この限りでない。

（オ）脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあつては、この限りでない。

(8) 独立型屋外広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあつては、当該区画内に存する屋外広告物の面積の合計が、5平方メートル以下であること。ただし、前条第1項第1号、第2号に掲げる許可を要さない屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により特例許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。

イ 避難通路を確保するなど、避難上支障がないよう配置し、また、ウの一本支柱型のもの（規則別表第1 2備考3に規定するもの。以下同じ。）又はエの広告塔及び多本支柱型のもの（規則別表第1 2備考2に規定するもの。以下同じ。）については、先斗町通の中心線から2メートルの範囲内（建築基準法第42条第2項に規定する道路の範囲とする。）には設置しないこと。

ウ 一本支柱型のものにあつては、次に掲げる基準に適合していること。

（ア）支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。

（イ）最上部の高さが、3メートル以下であること。

（ウ）表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。

（エ）面積が、2平方メートル以下であること。

（オ）支柱の中心線から表示面の端までの距離が1メートル以下であること。

（カ）屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが2メートル以下のものについては、この限りでない。

エ 広告塔並びに多本支柱型のものにあつては、次に掲げる基準に適合していること。

（ア）最上部の高さが2メートル以下であること。

（イ）表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。

（ウ）面積が、2平方メートル以下であること。

（エ）表示面が長方形その他これに類する形状であること。

（オ）幅が2メートル以下であること。

オ 広告スタンド（規則別表第1 2備考1に規定するもの）にあつては、次に掲げる基準に適合していること。

（ア）最上部の高さが、1メートル以下であること。

（イ）表示面の1面当たりの面積が、0.5平方メートル以下であること。

（ウ）面積が、1平方メートル以下であること。

（維持管理）

第5条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

（適用除外）

第6条 車両その他の移動するもの（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動するものを除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。

（特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等）

第7条 この地区内において、特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分及び鴨川に面する部分とする。ただし、条例第17条第2項第1号から第3号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

（特定屋内広告物の表示の制限）

第8条 この地区内の1の建築物の1の立面における特定屋内広告物の表示面積（1階以下の1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が10分の5以下のものに限る。）の合計の最高限度は、1平方メートル以下とし、届出を要さない。

2 特定屋内広告物は、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示の内容を変えることができるものであってはならない。

3 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であつてはならない。

(1) 表示面の下地の色の彩度が次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの

ア R, GY, G, BG, B, PB, P及びRP 8

イ YR及びY 10

参考3 許可基準・計画等

(2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの
(努力義務)

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区の町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。

附 則

(実施日)

- 1 この計画は、令和2年7月1日から実施する。
(屋外広告物及び掲出物件に関する経過措置)
- 2 この計画の実施の日（以下「実施日」という。）前になされた条例第9条第1項、第3項又は第5項の規定による許可（以下「旧許可」という。）の申請は、実施日以後の条例第23条第1項の規定による許可（以下「新許可」という。）の申請とみなす。この場合において、当該申請（更新の許可に係るものに限る。）については、この計画による許可基準（以下「新許可基準」という。）は、適用せず、なお従前の例による。
- 3 この計画の実施の際、現に旧許可を受けて、表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件（以下「旧許可基準適合屋外広告物等」という。）は、これらの許可の有効期間が満了するまでの間は、新許可を受けて、表示し、又は設置しているものとみなす。
- 4 旧許可基準適合屋外広告物等（新許可基準に適合しないものに限る。）を当該許可の有効期間の満了後、引き続き、表示し、又は設置しようとする場合における新許可の申請については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、新許可基準を適用せず、なお従前の例による。
- 5 附則第3項の規定の適用がある旧許可の有効期間又は前項の規定の適用がある新許可の有効期間内において、意匠の変更（条例第9条第3項に規定する別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合における新許可の申請については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、新許可基準を適用せず、なお従前の例による。
- 6 附則第4項又は前項の規定に基づく申請に係る許可期間の有効期間が実施日から起算して7年を経過する日を超える場合は、許可期間の有効期間を実施日から起算して7年を経過する日までとする。
- 7 この計画の実施の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、第3条第2項の規定を適用しない。
(特定屋内広告物に関する経過措置)
- 8 この計画の実施の際、現に適法に表示されている特定屋内広告物については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、この計画による変更後の特定屋内広告物の意匠の制限に係る規定を適用しない。

■京都市屋外広告物等に関する条例（抄）

※ 屋外広告物等特別規制地区に関する部分の抜粋

第4章 屋外広告物等特別規制地区

第1節 屋外広告物等特別規制地区の指定及び屋外広告物等景観整備計画

（屋外広告物等特別規制地区の指定）

第20条 市長は、審議会の意見を聴いて、都市計画法第8条第1項第15号に掲げる伝統的建造物群保存地区、高層の建築物が群として構成美を示している地域その他のまとまりのある景観を示している地域で、屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の位置、規模、形態又は意匠について当該地域の特性に応じた特別の制限を行う必要があるものを、屋外広告物等特別規制地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、屋外広告物禁止地域内の土地については、行うことができない。

3 第7条第3項及び第4項の規定は、屋外広告物等特別規制地区の指定及び変更について準用する。

（屋外広告物等景観整備計画）

第21条 市長は、前条第1項の規定に基づき屋外広告物等特別規制地区の指定をするときは、審議会の意見を聴いて、併せて当該地区における屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の規制等による都市の景観の維持及び向上並びに公衆に対する危害の防止に関する計画（以下「屋外広告物等景観整備計画」という。）を定めなければならない。

2 屋外広告物等景観整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠に関する事項

(2) 屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の管理に関する事項

(3) 表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件に関する事項

(4) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等に関する事項

(5) 屋外広告物（次に掲げる屋外広告物を除く。）の表示若しくはその掲出物件の設置又はこれらの規模、形態若しくは意匠の変更で、市長の許可又は市長への届出を要することとするものに関する事項

ア 第6条第2項第1号から第3号までに掲げる屋外広告物

イ 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する屋外広告物で、次号に掲げる基準に適合しているもの

(6) 前号の許可の基準

(7) 特定屋内広告物を表示することを禁止する建築物に関する事項

(8) 特定屋内広告物（第17条第2項各号に掲げる特定屋内広告物を除く。次号において同じ。）の表示で、市長への届出を要することとするものに関する事項

(9) 特定屋内広告物の面積の基準に関する事項

3 市長は、屋外広告物等景観整備計画を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第2節 屋外広告物及び掲出物件に関する制限

（表示を禁止する屋外広告物等）

第22条 何人も、屋外広告物等特別規制地区内においては、屋外広告物等景観整備計画において、表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件として定められたものを表示し、又は設置してはならない。

2 何人も、屋外広告物等特別規制地区内においては、屋外広告物等景観整備計画において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等として定められたものに、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（屋外広告物の表示等の許可）

第23条 屋外広告物等特別規制地区内において、屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（屋外広告物等景観整備計画において市長の許可を要することとされたものに限る。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の有効期間は、3年を超えない範囲内において屋外広告物等景観整備計画において定める。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置し続けようとする者は、更新の許可を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の許可について準用する。

5 市長は、優良意匠屋外広告物に係る第3項の規定による許可の有効期間については、前項において準用する第2項の規定にかかわらず、3年を超えて定めることができる。

6 第3項の規定による許可の申請があった場合において、第2項（第4項において準用する場合を含む。）又は前項の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可又は不許可の処分がなされないときは、従前の許可は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

7 前項の場合において、第3項の規定による許可がなされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 市長は、屋外広告物等特別規制地区内において、都市の景観を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項又は第3項の規定による許可に条件を付することができる。

参考3 許可基準・計画等

（許可申請の手続）

第24条 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置について前条第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする者は、第10条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書に別に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 屋外広告物又は掲出物件の規模、形態又は意匠の変更について前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、第10条第2項に規定する事項を記載した申請書に別に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（許可の基準）

第25条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る屋外広告物又は掲出物件（同条第2項の規定による申請にあっては、当該申請に係る変更後の屋外広告物又は掲出物件）が屋外広告物等景観整備計画において定める許可の基準に適合していると認めるときは、第23条第1項又は第3項の規定による許可をしなければならない。

2 市長は、意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの若しくはその表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められる屋外広告物又はその掲出物件については、前項の基準に適合しない場合においても、審議会の意見を聴いて、その表示又は設置を許可することができる。

（準用）

第26条 第12条から第14条までの規定は、第23条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者について準用する。この場合において、第12条中「第9条第1項又は第3項」とあるのは「第23条第1項」と、第13条第1項から第3項までの規定中「第9条第1項又は第5項」とあるのは「第23条第1項又は第3項」と読み替えるものとする。

（屋外広告物の表示等の届出）

第27条 屋外広告物等特別規制地区内において、屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（屋外広告物等景観整備計画において市長への届出を要することとされたものに限る。）をしようとする者は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（努力義務）

第28条 屋外広告物等特別規制地区内において、第23条第1項の規定による許可を要しない屋外広告物（第21条第2項第5号イに掲げる屋外広告物を除く。以下この条において同じ。）の表示、掲出物件（同号イに掲げる屋外広告物の掲出物件を除く。以下この条において同じ。）の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更をしようとする者は、当該行為に係る屋外広告物又は掲出物件を屋外広告物等景観整備計画において定める許可の基準に適合させるよう努めなければならない。

（適用除外）

第28条の2 第16条に規定する屋外広告物又は掲出物件については、この節の規定は、適用しない。

第3節 特定屋内広告物に関する制限

（特定屋内広告物の表示の禁止等）

第29条 何人も、屋外広告物等特別規制地区内においては、屋外広告物等景観整備計画において特定屋内広告物を表示することを禁止する建築物として定められたものに特定屋内広告物を表示してはならない。

2 屋外広告物等特別規制地区内において特定屋内広告物を表示する者は、屋外広告物等景観整備計画において定める特定屋内広告物の面積の基準を遵守しなければならない。

（特定屋内広告物の表示の届出）

第30条 屋外広告物等特別規制地区内において、特定屋内広告物の表示（屋外広告物等景観整備計画において市長への届出を要することとされたものに限る。）をしようとする者は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（適用除外）

第31条 屋外広告物等特別規制地区内における特定屋内広告物の表示で、前条の規定による届出を要するものについては、第17条及び第18条の規定は、適用しない。



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

京都市印刷物 第023067号

京都市都市計画局都市景観部
広告景観づくり推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る

上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎2階

電話 (075) 222-4137 FAX (075) 251-2877

発行年月：令和2年7月

